



隠岐ユネスコ世界ジオパーク・パッケージ等開発助成事業を募集します！

募集案内

本事業では、隠岐ユネスコ世界ジオパークとの関連を感じる**隠岐らしいパッケージやデザイン品**の開発費を助成することで、持続可能な地域経済の活性化と来島者の満足度及び隠岐ユネスコ世界ジオパークの認知度の向上を目的とします。

募集期間

平成29年2月16日（木）～4月21日（金）（当日消印有効）

助成対象

- ①パッケージ開発部門** 新商品または既存商品のパッケージの開発・リニューアル、店舗等における消耗備品のリニューアル
（例：土産品の包装紙、お土産袋、箸袋、ランチョンマット、お手拭き、段ボールなど）
- ②デザイン品開発部門** 隠岐の自然・文化・大地といった隠岐ジオパークに関するものをモチーフにしたデザイン商品の開発
（例：手ぬぐい、タオル、ステッカー、文具など）

応募資格

隠岐郡内の企業、団体、個人事業主 ※本社、営業所または工場が隠岐郡内にあること

応募条件

開発するパッケージまたはデザイン品が次の項目を満たしている企画案であること。

- ①隠岐ユネスコ世界ジオパークのロゴマークを表示すること。
※個包装の商品などは、外装にロゴマークの表示があればよい
※認定商品のパッケージ制作のための申請の場合、ロゴマークではなく認定マークを表示すること
- ②隠岐に関する情報（文字・イラスト・写真など）を記載すること。
- ③地質資源を消費して作られた商品でないこと。
例：化石や岩石の販売は不可。※地質資源を素材とした生活必需品でないため
- ④必要な法令等を順守していること。（食品衛生法・景品表示法等の関係法令、表示義務、知的財産権等）

助成金額

30万円以内（予算範囲内で決定） 助成率は助成対象経費の2/3以内とする。

助成対象経費

- ① パッケージ、デザイン品、広告（ちらし・パンフレット）にかかるデザイン料/コーディネーター料（ブランディングなど）
- ② パッケージ、デザイン品、ちらし、パンフレットなどの制作費
- ③ デザイン品の開発に直接必要な材料費、消耗品費（試作品の費用も含む） ※パソコンなど極端に汎用性の高い機材は不可。
- ④ 商品の開発に直接必要な機材、備品（助成額の1/2以内とする） ※デザインの著作権は製作者のものとなります
- ⑤ デザイン品の開発に必要な研修、視察など出張旅費 ※職員の人件費は対象外とします
- ⑥ 郵送料、宅配料など

申請方法

所定の助成申請書に必要事項を記載のうえ、関係書類を添えて申請受付窓口まで郵送またはご持参ください。

隠岐郡域の各商工会、各役場、隠岐ユネスコ世界ジオパーク推進協議会では申請支援を行っております。内容や申請書記入をご相談ください。助成申請書一式、制度の詳細は隠岐ユネスコ世界ジオパークの HP からダウンロード可能です。

URL : <http://www.oki-geopark.jp/>

申請先・問い合わせ先

隠岐ユネスコ世界ジオパーク推進協議会（平日のみ午前 9 時～午後 5 時まで）（担当：米倉）

住所：〒685-8601 隠岐郡隠岐の島町港町塩口 24 番地（隠岐支庁県民局内）

T E L : (08512) 2-9636 F A X : (08512) 3-1322 E-mail : yonekura@oki-geopark.jp

スケジュール

- | | |
|------------------|---------------------------|
| ① 申請 | 平成 29 年 2 月～4 月 21 日 |
| ② 審査、交付決定 | 平成 29 年 5 月中旬 |
| ③ パッケージ、デザイン品の開発 | 平成 29 年 5 月中旬～平成 30 年 2 月 |
| ④ 報告書提出、確認 | 平成 30 年 2 月末日 |
| ⑤ 助成金の支払い | 平成 30 年 3 月 |

審査方法

「隠岐ユネスコ世界ジオパーク・パッケージ等開発助成事業審査会」を開催し、審査員により審査を行い決定します。

※基本は書類審査ですが、必要に応じて電話でのヒアリングや、追加で資料の提出をお願いすることがあります。

※申請年度の助成金予算及び申請金額により、採択件数を決定致します。

審査基準

①コンセプト ②アピール力 ③地域性 ④将来性 の基準で審査を行います。

審査発表

審査結果は、申請書に記載された連絡先へ審査結果を通知いたします。

申請に関する留意事項

提出された申請書類は返却致しませんので、必ず申込前に複写などをお取りください。